

令和 6 年 (2024 年) 2 月 29 日
都市計画推進部都市計画課

豊中市都市景観形成マスタープランの見直し (素案) に関する意見公募手続の結果について

令和 5 年 (2023 年) 12 月 13 日～令和 6 年 (2024 年) 1 月 9 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

(1) 集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数 (人)	意見件数 (件)
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール	1	6
4	電子申込システム		
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	1	6

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数 (人)	意見件数 (件)
ア	市の区域内に住所を有する者		
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	6
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	その他 (市民等の区分が未記入のもの)		
	合計	1	6

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	計画編 P.20 他	P20 (1) 拠点景観の①自然系として、新たに「島熊山公園」が盛り込まれている。盛り込まれていることは望ましいが、「豊中市みどりの基本計画」などからすると、「島熊山緑地」という表記の方が適切ではないか。P21 以降の各図などにおいても同様である。	該当ページについて、「島熊山公園」を「島熊山緑地」に修正します。
2	計画編 P.21	P19 の骨格景観の図では、既存計画の「ふれあい緑地」を削除し、素案では「大阪国際空港周辺緑地」として広く定義したことは評価できる。しかし、P21 の拠点景観図では、「大阪国際空港周辺緑地」に含まれる「ふれあい緑地」や「原田緑地」の記載がないため、入れておくべきではないか。	現行の「計画編」においては、「ふれあい緑地」は景観特性などをふまえ、まとまりや特徴ある地区を抽出して設定する『地区景観』に位置付けています。本計画では、この考え方に沿って「ふれあい緑地」と「原田緑地」を包含して「大阪国際空港周辺緑地」とし、現行と同様に地区景観に位置付けています。
3	計画編 P.26～27	P26 の地区景観図と P27 の骨格的な景観の総括図について、「大阪国際空港周辺緑地」と「猪名川親水地区」は自然景観形成や貴重動物の生息空間として一体化して存在しているため、各図においてもそれぞれのエリアが接している図とする方が望ましい。	生態系面から見ると「大阪国際空港周辺緑地」と「猪名川親水地区」は一体化して存在していますが、景観面から見ると両エリアの間には大阪国際空港という大きな拠点景観が存在しているため、エリアを分けて表記しています。

4	計画編 P30	地域別景観の（２）北東部地域について、「大切にしたい景観」に島熊山緑地を含む、千里緑地の景観などが含まれていない。千里緑地の保全については地元住民を含む市民団体などが関わっており、また、「第２期推進編」のP24に島熊山が紹介されているように、豊中市内における重要な景観ポイントと考える。	島熊山緑地や千里緑地は大切にしたい景観であり、地域別景観（２）北東部地域の「大切にしたい景観」の中で“千里丘陵のみどりゆたかなまち”という表現で包括的に記載しています。具体的には、骨格景観の拠点景観や軸景観において、島熊山緑地や千里緑地を位置付けています。
5	計画編 P30	地域別景観の（２）北東部地域について、「大切にしたい景観」に上新田地区は旧新田小学校校舎の記述があるが、同じページの図にあるとおり、神社林があり本殿が有形文化財となっている天神社は記載しないのか。	上新田天神社は大切にしたい景観であり、地域別景観（２）北東部地域の「大切にしたい景観」の中で“上新田地区は古くからの集落景観と集合住宅が並ぶ新しいまちなみ”という表現で包括的に記載しています。具体的には、骨格景観の拠点景観において神社林（天神社を含む）を位置付けています。
6	計画編 P35 および 全般	地域別景観の（７）南部地域に関連して、南部地域の小中学校が、小中一貫校（北校・南校）に再編されるにあたり、各学校の跡地活用の問題が出てくる。跡地活用に際しては、学校の校舎や敷地内の樹木等のあり方が地域の景観にも影響してくることが考えられるが、学校跡地に対する景観的視点からの配慮や対策についての記述が盛り込まれていないように思われるため、ぜひ考えを書き入れてほしい。	ご意見のあった学校跡地の活用については、計画編に示す基本的な考え方に沿って、よりよい景観となるよう、関係部局と連携して取り組んでまいります。